

皮膚等障害化学物質等（皮膚吸収性有害物質） について

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。）第594条の2第1項に規定する皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質又は化学物質を含有する製剤（以下「皮膚等障害化学物質等」という。）については、「労働安全衛生規則第594条の2第1項の規定に基づき皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの」（令和7年厚生労働省告示第301号、以下「皮膚等障害告示」という。）で定められているところです。この皮膚等障害告示で規定する皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚から吸収され、又は皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質（以下「皮膚吸収性有害物質」という。）は、厚生労働省労働基準局長が定めるものとされており、皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について（令和7年11月18日付け基発1118第2号）で定められているところです。

今般、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、「令和7年度皮膚等障害化学物質の選定のための検討会報告書」が取りまとめられ、「令和7年度化学物質管理に係る専門家検討会」において、新たに別添の16物質について皮膚吸収性有害物質に該当すると判断され、令和9年4月1日から適用するとされたところです。

令和9年4月1日以降に適用となる皮膚等障害化学物質の一覧については、下記の厚生労働省ホームページで掲載しています。

記

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

上記ホームページの対象物質の一覧

- ・皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第594条の2及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト（令和9年4月1日適用分）